

## 2 低公害車導入支援制度(平成13年4月1日現在)

### (1) 兵庫県の低公害車導入に対する助成・融資制度

#### ① 特定分野への低公害車集中導入モデル事業

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の補助金を活用し、自動車NOx・PM法対策地域内において、ディーゼル車から天然ガスじんかい車へ転換を図る一般廃棄物許可業者の方に対して、天然ガスじんかい車購入経費の1/3または通常車両との差額のいずれか低い額を補助します。(平成13年度～16年度)

#### ② 低公害車導入補助事業

現有のディーゼル車を解体廃車して、低公害車(及び小型充填器)の購入又はリースする際の費用の一部を兵庫県と県内の市町で協調して補助します。

#### ③ 兵庫県地球環境保全資金融資事業

現有のディーゼル車を解体廃車して最新規制適合車を購入する場合、または、低公害車を購入する場合、県内で引き続き6カ月以上、同一事業の工場や事業場を営む中小企業者等の方に対して、1企業・組合5000万円を限度に低利に融資します。

- ・融資利率 2.0%(平成13年4月1日現在)
- ・融資期間 10年間(2年据え置き可)
- ・利子補給 小規模企業60%、中小企業30%(補給期間5年間)
- ・本融資については、原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。

(詳しくは、兵庫県信用保証協会(TEL078-393-3900)まで問い合わせて下さい)

(問い合わせ先)兵庫県県民生活部環境局大気課特殊公害対策室自動車公害係  
TEL 078-341-7711(内3370,3371) FAX 078-362-3966

## (2) 低公害車・低燃費車の税制上の優遇措置

### ① 自動車税 (地方税)

平成13年度、平成14年度に新車新規登録をした場合、翌年度から2年間に限り自動車税を軽減

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| ・電気、天然ガス、メタノール自動車       | 概ね50%軽減 |
| ・超一低排出ガス車(☆☆☆)かつ低燃費車(※) | 概ね50%軽減 |
| ・優一低排出ガス車(☆☆)かつ低燃費車     | 概ね25%軽減 |
| ・良一低排出ガス車(☆)かつ低燃費車      | 概ね13%軽減 |

### ② 所得税、法人税(国税)

低公害車(電気、天然ガス、ハイブリッド、メタノール)の取得または燃料供給設備の設置(1年以内に事業に供用)に対し、下記1)か2)を選択(平成14年3月31日まで)

- 1) 初年度30%の減価償却の特例
- 2) 7%の所得税(法人税)の特別控除(資本金1億円未満の法人等に限り)

### ③ 自動車取得税 (地方税)

低公害車・低燃費車の購入の際の自動車取得税の軽減

- |   |        |
|---|--------|
| ・電気・天然ガス・メタノール自動車                             | 2.7%軽減 |
| ・ハイブリッド自動車(バス、トラック)                           | 2.7%軽減 |
| ・ハイブリッド自動車(乗用車)                               | 2.2%軽減 |
| ・低燃費自動車(低排出ガス認定車に限る)取得価格の30万円控除(平成14年3月31日まで) |        |

### ④ 固定資産税、特別土地保有税 (地方税)

燃料等供給設備(電気、天然ガス、メタノール)の設置に対して軽減

- 1) 固定資産税の課税標準の特例：評価額の2/3を課税標準とし、1/3を非課税
- 2) 特別土地保有税の非課税化

※ 低排出ガス車(☆☆☆、☆☆、☆)とは、排出ガス値(NOx、HC)が最新規制値に比べ、それぞれ75%、50%、25%低減レベルであると認定された自動車をいう。

※ 低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準(トップランナー基準)を早期達成している自動車をいう。

### (3) その他の主な支援制度 (平成13年4月1日現在)

#### ① 公害健康被害補償予防協会の環境改善事業

##### 1) 低公害車普及事業

主として対象地域(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市)を走行する自動車に地方公共団体が低公害車を購入・リースする際に要する費用の一部を助成します。

##### 2) 低公害車普及助成事業

主として対象地域を走行する自動車に民間事業者が低公害車を購入・リースする際の費用の一部を地方公共団体が助成する場合、その助成に要する費用の一部を助成します。

(問い合わせ先) 公害健康被害補償予防協会助成課 TEL 03-3586-1531

#### ② クリーンエネルギー自動車普及事業

1) クリーンエネルギー自動車の導入に対して、通常車両との価格差の1/2以下を補助します。

2) 燃料供給設備の設置に対して補助します。

(燃料供給設備) 事業用	充電スタンド	3,000万円/カ所
	天然ガススタンド	9,000万円/カ所
	メタノールスタンド	2,000万円/カ所

自家用 2/3以内

(問い合わせ先) (財)日本電動車両協会 TEL03-3503-3782

(社)日本ガス協会 TEL03-3502-5286

(財)エコステーション推進協会 TEL03-3238-7101

新エネルギー・産業技術総合開発機構 TEL03-3987-9367

#### ③ トラックに対する低公害車導入普及促進事業

都道府県トラック協会の会員に対して、事業用の天然ガス、メタノール自動車等の購入、またはリースに対して補助します。(問い合わせ先) (財)運輸低公害車普及機構 TEL03-3359-8461

#### ④ LPガス自動車転換補助制度

ディーゼル車を廃止し、省エネルギー型LPガス車(軽自動車、小型自動車、普通自動車)に転換する場合、最大25万円を限度として改造費相当額の1/2を補助します。(タクシー、乗用車を除く)

省エネルギー型LPガス車とは、日本LPガス協会が定める燃費基準と排出ガス基準を満たすLPガス車です。

(問い合わせ先) 日本LPガス協会 TEL03-3503-5741